

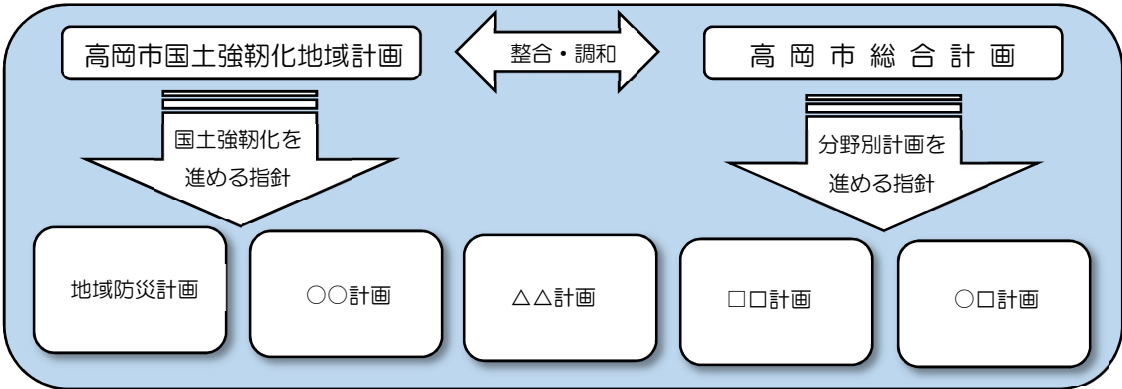
1 計画策定の背景と目的

東日本大震災（H23）以降も、熊本地震（H28）や房総半島台風（R1）などの近年経験したことのない記録的な大災害が発生している。

このような大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災により市民生活や経済活動が被る影響を最小限に抑えることを目的として、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、高岡市国土強靱化地域計画を策定する。

2 計画の位置づけ

国の基本計画と県の地域計画との調和が保たれたものとし、本市における強靱化の各種施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。



3 計画期間

地域計画が対象とする期間は、令和3（2021）年度から概ね5年間とする。

4 基本目標

以下の4つを基本目標に、いかなる災害が発生しようとも強靱な地域づくりを推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を行うこと

計画の対象とする災害リスクは、本市において過去に経験した災害と今後発生する可能性のある災害を想定し、以下の災害を計画の対象とする。

- ① 風水害（台風、大雨、波浪、土砂災害）
- ② 雪害・暴風雪
- ③ 地震・津波

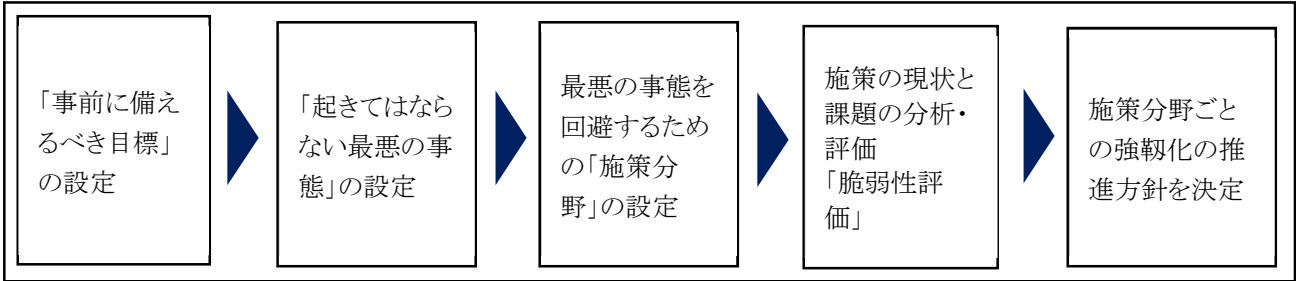
5 進捗状況の管理

強靱化の取り組みの進捗状況を把握するため、PDCA サイクルにより、計画（Plan）の実施（Do）状況を評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）を図っていく。

6 計画の策定手順

計画策定にあたっては、国や県の強靱化計画策定の手法を踏まえ、以下の手順により、目標と事態等を設定し、現状と課題の分析評価（脆弱性の評価）を行って強靱化の推進方針を決定する。

＜ 強靱化の検討フロー ＞



7 「事前に備えるべき目標」と「起きてならない最悪の事態」

本市で起こりうる災害リスクを基に、「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するための「事前に備えるべき目標」を以下のとおり設定する。

- ① 災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない
- ② 救助救急や医療活動を迅速かつ確実に実施する
- ③ 必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する
- ④ ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 強靱なまちを復興する

8 施策分野の設定

設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、行政分野ごとに5つの個別分野と2つの横断分野を設定する。

（1）個別分野

- ① 行政機能分野
- ② 生活環境分野
- ③ 保健医療・福祉・教育分野
- ④ 産業・経済活動分野
- ⑤ 都市機能・インフラ分野

（2）横断分野

- ① 長寿命化・耐震化
- ② リスクコミュニケーション

9 脆弱性の評価と施策分野ごとの強靱化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在事業中の施策の現状と課題を分析・評価（脆弱性の評価）し、施策分野ごとに強靱化の推進方針を設定する。

※脆弱性の評価結果と強靱化の推進方針は裏面参照

高岡市国土強靱化地域計画【概要版】

10 起きてはならない最悪の事態を回避するための脆弱性の評価と強靱化の推進方針（抜粋）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性の評価 (起きてはならない最悪の事態を回避するための現状と課題の分析)	強靱化の推進方針
1	災害による直接死を最大限防ぎ、2次被害を発生させない	1-①	巨大地震の発生による住宅・建物等の大規模倒壊とそれに伴う大津波や大火災による多数の死傷者の発生	・住宅の耐震診断や改修工事による耐震化を促進する必要がある ・適正な管理が行われていない空き家等を解消する必要がある ・外国籍市民の防災意識を高めるとともに、地域住民との協力関係を築く必要がある	・住宅、建築物の耐震化の支援 ・空家等の対策の推進 ・外国籍市民への支援
		1-②	前線の停滞や大型台風がもたらす広域的かつ長期的な豪雨による洪水と土砂崩れ等による多数の死傷者の発生	・災害時に自力避難が困難な必要な人に対する支援体制を整える必要がある ・洪水や土砂災害の警戒区域に含まれる要配慮者施設の避難体制を構築する必要がある ・行政、企業、住民が一体になって地域の被害を軽減させる取り組みが必要である	・避難行動要支援者対策の推進 ・要配慮者利用施設における避難対策の促進 ・流域治水対策の推進
		1-③	暴風雪や豪雪等に伴う住宅・建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	・降積雪等による交通障害を防ぐための適切な道路除排雪が必要である ・高齢化の進展や公共事業の減少に伴う除雪の担い手不足を解消する必要がある ・道路除雪の一端を担う消雪設備の老朽化を計画的に改善する必要がある	・冬期間の道路交通の確保(除雪) ・地域ぐるみによる道路除排雪の支援 ・冬期間の道路交通の確保(消雪)
		1-④	被災後の劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化と死者の発生	・感染症を踏まえた避難所の運営と感染症対策物資等の充実を図る必要がある ・感染症等の拡大防止を図るための注意喚起ワクチン接種体制を構築する必要がある ・災害時に懸念される家畜伝染症等の迅速な情報収集や初動体制を整備する必要がある	・避難所等における衛生管理 ・感染症等の拡大防止対策の実施 ・家畜の防疫対策
2	救急救助や医療活動を迅速かつ確実に実施する	2-①	消防施設や救急隊等の絶対的不足とそれによる救急救助活動等の遅延・停止	・災害時の迅速な消火活動や救急救助のための消防体制の強化が必要である ・消火活動や救急救助を行うための地域に根差した消防団員の確保が必要である ・地域の復旧・復興の支援や輸送を支える広域道路ネットワーク等の強化が必要である	・消防機能対策の推進 ・消防団員の確保 ・高規格幹線道路等の広域ネットワークの整備促進
		2-②	医療施設や医療従事者の絶対的不足や医療物資、エネルギー等の供給途絶による機能の麻痺・混乱	・災害等の医療提供体制を確保するために災害拠点病院の機能強化が必要である ・発災後の円滑な診療機能の回復と一般患者や被災患者の診療体制の確保が必要である ・災害に備え、平時から迅速かつ円滑な医療救護活動を充実する必要がある	・災害拠点病院の機能強化 ・災害拠点病院の業務継続体制の構築 ・災害時の医療救護活動の充実強化
3	必要不可欠な行政機能と情報サービスを確保する	3-①	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	・最大規模の被害をもたらす災害を想定した業務継続体制の構築が必要である ・老朽化した公共施設を適正かつ計画的に維持管理し、施設総量を適正化する必要がある ・災害発生に備えた人的・物的支援の受入れや協力連携の体制を構築する必要がある	・業務継続体制の見直し ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理 ・災害時受援体制の構築
		3-②	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺・機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・迅速かつ確に防災情報を発信するために設備の更新と効率的な運用が必要である ・優先供給施設等に燃料供給を行うために各関係機関と連携体制を構築する必要がある ・電柱の倒壊による道路の封鎖や情報通信ネットワークの遮断を回避する必要がある	・災害時情報伝達手段の強化 ・災害時における燃料供給体制の整備 ・道路の無電柱化の推進
4	ライフラインやインフラ等を早急に復旧し、市民生活や経済活動を機能不全に陥らせない	4-①	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺と食料等の安定供給の停滞	・災害応援協定の締結を進めるとともに実践的な連携訓練や協力体制の構築が必要である ・自然災害による影響を回避・抑制するために農業生産施設の強靱化等が必要である ・物資供給の停滞による食料や物資の不足に備えるための災害備蓄が必要である	・災害時応援協定の締結と連携体制の強化 ・農業ハウス等の生産施設の災害対応力の強化 ・災害備蓄の推進(現物備蓄、流通備蓄)
		4-②	多数かつ長期にわたる孤立地域等の発生や大量の帰宅困難者の発生・混乱	・孤立に備えた防災資機材の配備と道路の復旧作業の迅速化を図る必要がある ・災害時に東海道新幹線の代替補完機能となる北陸新幹線の早期整備が必要である ・持続可能な交通体系の実現に向けた鉄軌道の機能強化が必要である	・孤立集落等の対策 ・北陸新幹線の整備促進 ・鉄軌道の機能強化
		4-③	長期間に及ぶ道路、鉄道等の交通インフラの機能停止や上下水道、農業用水等の供給停止	・災害時でも飲料水や生活用水を安定的に供給する必要がある ・災害時でも下水や雨水を処理し、安全で衛生的な生活環境を提供する必要がある ・災害に備えた上下水道施設の計画的な更新と耐震化や保守管理を行う必要がある	・上水道施設の整備 ・下水道施設の整備 ・上下水道施設の老朽化対策
5	強靱なまちを復興する	5-①	復旧・復興を支える人材等が不足し、市民生活や経済活動等の復興が大幅に遅れる事態	・人口減少・少子高齢社会でも持続可能な都市づくり・人づくりを推進する必要がある ・地域に防災リーダーを擁立、育成し、住民主体の防災活動を促進する必要がある ・市街地の防災性を向上するとともに良好な居住環境を創出する必要がある	・持続可能な都市構造の実現 ・防災士の育成 ・市街地開発事業等の推進
		5-②	有害物質の大規模拡散・流出や大量に発生する災害廃棄物の処理により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害時に発生が想定される有害物質や災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要がある	・災害廃棄物対策の推進
		5-③	被災により、貴重な文化財や地域資源、環境資産等が衰退・損失する事態	・鳥獣被害対策の推進や農地・農業水利施設等の地域資源を保全する取組みが必要である ・避難場所である公園等の防災機能を充実するとともに適切な維持管理が必要である ・災害による貴重な文化財の損失防止を図るための取組みが必要である	・農地、農業水利施設等の保全 ・防災性に優れた公園、緑地等の整備 ・文化財の保護